

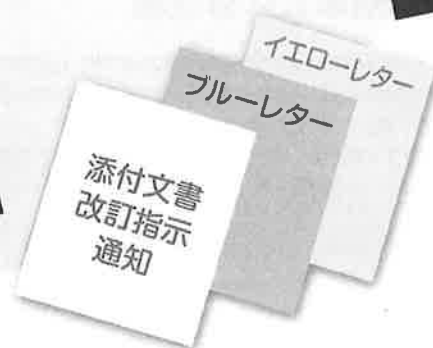


## 医薬品・医療機器等による 副作用・感染症・不具合 既知・因果関係不明でも 報告してください

検討



措置



❗ この報告は医薬関係者の義務です (医薬品医療機器法第68条の10第2項)

❗ 再生医療等製品、医薬部外品、化粧品についても報告をお願いします

医薬品医療機器総合機構(PMDA)安全第一部 情報管理課に報告してください



●ファクスによる報告  
0120-395-390



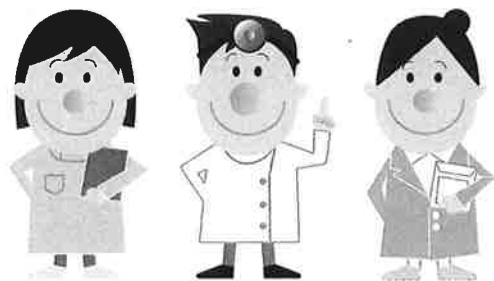
●郵送による報告  
〒100-0013  
東京都千代田区霞が関3-3-2  
新霞が関ビル



●電子メールによる報告  
anzensei-hokoku@pmda.go.jp

報告用紙はインターネットで入手いただけます  
<http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>

また、医療関係団体が発行する定期刊行物への綴じ込みを行っています



いざという  
時のために

# 医薬品 副作用被害 救済制度

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。



暮らしに  
欠かせない  
お薬だから。

お薬は正しく使っても、副作用の起きる可能性があります。  
万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、  
医療費や年金などの給付をおこなう公的な制度があります。  
いざという時のために、暮らしに欠かせないお薬だから  
あなたもぜひ知っておいてください。



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

救済制度  
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。  
受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）  
Eメール：kyufu@pmda.go.jp

詳しくは  または  で



ドクトルQ